

# 施設の受益者負担の有無に係る判断フロー

## 1 施設の設置目的の観点に基づく 公的必需性及び市場性に係る判断

### (1) 施設の設置目的の観点

施設の設置目的を勘案して、無料とすべき施設である。  
(次に掲げる要件に該当する。)

- ① 社会的・経済的弱者等を擁護、支援するための施設
- ② まちづくりに係る団体・人材の育成のため必要となる知識、技能を習得するための施設
- ③ ほぼ全ての市民が受益する可能性があり、利用しないことの選択の余地が少ない施設
- ④ 特定の行政目的のために利用することを予定されている施設

**NO**

原則、全ての利用者  
に対し有料化検討

**YES**

## 2 施設の利用状況等による 使用料徴収可能性の判断

### (2) 施設の有効活用の観点① (施設の汎用性)

施設の機能（部屋や設備）は、施設の本来目的以外の一般の利用に供することができる。

**YES**

### (3) 施設の有効活用の観点② (施設の稼働率)

施設の稼働率が低く、施設の本来目的以外で貸し出す余裕がある。

**YES**

施設の利用者を拡大し、  
当該利用者について  
有料化検討

施設の本来目的の利用者の中に個人の余暇活動やレクリエーション活動のための利用者がある場合は、更に(4)の観点に基づき本来目的による利用者からの料金徴収の可能性も検討する。

**NO**

**NO**

### (4) 施設の利用状況の観点

施設の本来目的の範囲だが、趣味や生きがいがづくりなど、個人的な目的の利用者がいる。

**YES**

**NO**

無料

趣味的な活動の利用者  
に対し、有料化検討